令和８年度 水田活用の直接支払交付金単価について

令和８年２月２７日時点

※国の予算成立や配分額の確定前であるため、今後、国との協議等により、交付単価や要件等に変更が生じる場合がありますのでご注意ください。

■交付対象者　交付対象水田※１において、販売目的※２の交付対象作物を生産する農家・集落営農組織等

※１：たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外です。
また、令和４年～令和８年において、一度も水稲作付もしくは１ヶ月以上の湛水管理をしておらず、
令和７年、８年において連作障害を回避する取組をしていない農地は、令和９年度以降は交付対象外になります。

※２：実績報告として、出荷・販売を確認できる書類を提出していただきます。
販売を行わなかった、出荷・販売状況を確認できる書類が提出できない場合、交付金の取り下げや返納が発生します。

■水田活用の直接支払交付金の単価表（10a当たり・基幹作の場合）

交付対象作物（水田）	国の基本単価（A）	県段階の加算措置（B）		市協議会段階の加算措置（C）	農業者等への交付単価（A+B+C）
		国設定の加算措置	県設定の加算措置		
小麦	35,000円	－	－	技術メニューに3つ以上取り組んだ場合（※1）16,000円	35,000円 ～ 51,000円
大豆	35,000円	－	拡大分（※2）12,000円	技術メニューに3つ以上取り組んだ場合（※1）18,000円	35,000円 ～ 65,000円
飼料作物	35,000円 ※播種を行わない場合　10,000円	－	－	－	10,000円 ～ 35,000円
子実用とうもろこし（飼料作物）	35,000円	－	拡大分 12,000円	技術メニューに1つ以上取り組んだ場合（※1）13,000円	35,000円 ～ 60,000円
WCS用稲	80,000円	－	12,000円	－	80,000円 ～ 92,000円
加工用米	20,000円	－	－	技術メニューに1つ以上取り組んだ場合（※1）21,000円	20,000円 ～ 41,000円
飼料用米	収量に応じ、55,000円～105,000円 ※飼料用米は一般品種の場合 55,000～75,000円	－	R6からの複数年契約分（※3）12,000円 R7からの複数年契約分（※3）12,000円 新 R8からの複数年契約分（※3）12,000円	技術メニューに2つ以上取り組んだ場合（※1）（※3）17,000円	55,000円 ～ 134,000円
米粉用米			新 12,000円	－	55,000円 ～ 117,000円
新市場開拓用米（輸出用米等）	－	20,000円 複数年契約(新規分) 10,000円	輸出用米 12,000円	技術メニューに1つ以上取り組んだ場合（※1）13,000円	20,000円 ～ 55,000円
そば・なたね	－	20,000円	－	－	20,000円
重点振興野菜	＜対象品目＞ 枝豆、にんにく、ピーマン、トマト、ミニトマト			10,000円	10,000円
地域振興野菜	＜対象品目＞ 玉ねぎ、アスパラガス（※4）、なす、きゅうり、とうがらし、セリ			8,000円	8,000円

（注）複数年契約とは3年以上の契約を指します。

※1：市協議会段階の小麦・大豆・子実用とうもろこし・加工用米・飼料用米・新市場開拓用米は、生産性向上技術メニューの取組を実施することで加算対象となります。
各種取組メニューは別紙をご覧ください。

※2：主食用米以外の水稲への輪作を前年大豆面積の2割以上実施した場合に、前年大豆面積から拡大した面積分が加算対象となります。

※3：飼料用米の県段階・市段階の助成については、専用品種（ゆたかまる、えみゆたか）で取り組んだ場合のみ対象となります。

※4：育成期間中のアスパラガスに限り、通常の肥培管理を行うことで交付対象とします。